



厚生労働省福島労働局発表
平成25年2月4日

担
当

福島労働局労働基準部監督課
監督課長 岸 泰広
主任監察監督官 松野 正佳
電話 024(536)4602

除染等業務に従事する労働者の労働条件等の確保の徹底について

～除染特別地域内で除染等業務を行う元請工事業者に要請～

福島労働局（局長 河合智則）及び管下労働基準監督署では、除染業務に従事する労働者の労働条件及び安全衛生の確保を図るため、除染等業務を行っている事業者に対して、監督指導を実施しています。

福島労働局長は、本日、その実施状況（※）等を踏まえ、除染特別地域内で除染等業務を行っている元請事業者（18社）に対して、除染等業務に従事する労働者の労働条件や安全衛生の確保の徹底を要請しました。

※ 平成24年12月末までに242事業者に対して実施したもの。平成25年1月18日厚生労働省報道発表資料「除染等業務を実施している事業者に対する監督指導の状況等について」を参照

《主な要請内容》

○ 元請事業者として、関係請負業者に対して必要な指導等を行い、特に次に示した事項の徹底を図ること。

1 労働条件関係

- (1) 賃金（除染手当を含む。）等の労働条件の書面交付による明示等の実施
- (2) 賃金の適正な支払い
 - ① 定められた賃金は全額支払うこと
 - ② 賃金の一部を控除して支払う場合には、労働者の過半数を代表する者等と協定を交わすこと
 - ③ 健康診断の実施等、労働安全衛生法で事業者には義務づけられている事項について、労働者にその費用を負担させることはできないこと
 - ④ 社宅等の福利、厚生施設の費用等の労働者が負担すべき費用のうち、事理明白なものについてのみ、賃金の一部を控除して支払うことが認められていること
- (3) 労働者名簿及び賃金台帳の作成
- (4) 解雇の予告
- (5) 休業手当の適正な支払い

2 安全衛生関係

- (1) 適切な被ばく線量管理
- (2) 事前調査の実施、作業計画の策定
- (3) 退出者及び持出し物品の汚染検査
- (4) 保護具の着用
- (5) 特別教育の実施
- (6) 特殊健康診断の実施